

## 羽島市郵便入札実施基準

令和2年4月21日決裁

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する工事の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供等（以下「市工事等」という。）に係る競争入札において、郵便入札による入札（以下「郵便入札」という。）を実施する際に必要な事項を定める。

(対象とする入札等)

第2条 郵便入札の対象は、市工事等の一般競争入札、指名競争入札のうち、羽島市電子入札運用基準（平成17年11月4日決裁）に定めた電子入札の方法により行うものを除き、原則としてすべての案件とし、実施の際は入札の公示又は指名の通知において「郵便入札」と表記しなければならない。

(入札書等の提出方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公示又は指名の通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定する期日の前日までに指定された場所に到達するよう一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

- 2 前項の入札書等を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し契約番号、整理番号、件名、開札日及び入札参加者名を記載し、封緘した上で外封筒により提出するものとする。
- 3 前項の外封筒には、表側に「入札書在中」の表記とともに、開札日及び入札参加者名を記載しなければならない。
- 4 複数の案件を1つの外封筒に封入し提出する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成しなくてはならない。
- 5 この基準に定めるもののほか、入札書等の提出方法は、必要に応じて、市長が定め郵便入札の参加者に提示するものとする。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

(入札書等の保管等)

第5条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 3 持参の場合、入札参加者は、入札書等を入札箱に投函し、契約担当者はこれ

を開札日時まで厳重に保管しなければならない。

4 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(入札回数)

第6条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回を限度とする。

(入札の無効)

第7条 羽島市入札心得(平成18年1月1日決裁)に規定するもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第1項の提出期限までに到達しなかったとき。

(2) 第3条に規定する提出方法によらずに提出されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第8条 郵便事情等により事故が発生したとき、または不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止または取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(開札の立会い)

第9条 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立会うことができる。

2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立会うこととする。

(開札)

第10条 開札は、公示等に記載した開札日時に行うものとし、入札価格の制限の範囲内で最低(最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上のうちの最低)の価格をもって入札した者を落札者とする。

基準価格を設けた場合であつて、基準価格以下の入札があつた場合は、低入札価格調査を行い落札者を決定する。

(くじによる落札者の決定)

第11条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者(以下、「くじ対象者」という。)が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、その決定方法は郵送入札用の入札書(様式第1号)に記載された3桁のくじ番号を用いて落札者を決定する自動決定方式とする。なお、くじ番号に数字の記入がない場合は、「999」を割り当てることとする。

2 くじ対象者には、羽島市指名競争入札参加者名簿の登録業者番号の小さい者から順に余り番号を割り振ることとし、くじ対象者のくじ番号の合計をくじ対象者の数で割って算出された余りと余り番号が一致した者を落札者とす

る。

(入札結果の通知)

第12条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

附 則

この基準は令和2年4月22日から施行する。

(様式第1号)

# 入札書

(あて先) 羽島市長

契約番号 契約第 ー 号

整理番号 第 号

件名 \_\_\_\_\_

金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(消費税を除いた金額を記入)

上記の金額を以って、羽島市契約規則及び仕様書を熟知のうえ本書のとおり入札します。

年 月 日

入札者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

くじ番号(※)

--	--	--

(※) 3桁の数字を記入してください。